

## 大山郷づくり協議会規約

### (設置)

第1条 大山の郷の歴史と伝統を基盤に、自然と文化の調和を図りつつ地域の活性化につながる総合的な事業の推進を図るため、大山郷づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議会運営の基調)

第2条 この協議会は、広く地域住民の参加と連携を基調として運営し推進するものとする。

### (推進活動)

第3条 協議会は、第1条の設置目的達成のため、関係機関と連携を図りつつ、あらゆる社会資源を活用し、概ね次の推進活動を行う。

- (1) 大山の豊かな自然を蘇らせる事業。
- (2) 農地はもとより、地域全体の土地利用の合理化を図る事業。
- (3) 歴史、文化を継承する事業。
- (4) 安心、安全及び福祉向上のための事業。
- (5) 地域活性化を図るため都市部との交流事業。
- (6) その他、郷づくりに必要な事業。

### (事務所)

第4条 大山郷づくり協議会の事務所は、丹波篠山市大山新 80 番地に置く。

### (協議会の構成)

第5条 協議会は、事業を推進するため部会を設置し、組織及び地域を代表し、推薦委嘱された者で構成する。

2 協議会は、次の組織及び地域住民の代表で構成する。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 大山校区自治会長             | 全員 |
| (2) 大山校区まちづくり防犯グループ      | 1名 |
| (3) 自治会防災担当              | 1名 |
| (4) 消防団第15分団             | 1名 |
| (5) 大山地区環境委員             | 1名 |
| (6) 大山幼小学校               | 1名 |
| (7) 大山幼小PTA              | 1名 |
| (8) 丹南中学校PTA             | 1名 |
| (9) 西紀中学校PTA             | 1名 |
| (10) 丹南青少年健全育成推進協議会：大山地区 | 1名 |
| (11) 丹南体育振興会：大山支部        | 1名 |

(12) スポーツクラブ 21 おおやま	1名
(13) 大山グランドゴルフ同好会	1名
(14) 大山少年野球団	1名
(15) 財団法人大山振興会	1名
(16) 大山荘の里市民農園管理組合	1名
(17) 結良里	1名
(18) 農政協力委員 (農会長)	1名
(19) 地区出身農協役員	全員
(20) 地区出身農業委員	全員
(21) 大山川沿岸土地改良区	1名
(22) 三郷協議会	1名
(23) 大山猟友会	1名
(24) 民生児童委員	5名
(25) 福祉委員	1名
(26) 地域住民代表	若干名
(27) その他の組織、団体、グループ	若干名

3 前項による協議会の運営委員は、常に第2条の理念を踏まえた代表者としてその任に当たらなければならない。

#### (委員の任期)

第6条 運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は残任期間とし、組織より選出の場合は後任者がその任に当たる。

2 運営委員の再任は、妨げない。

#### (役員等)

第7条 協議会に会長1名、副会長2名、事務局長1名、監事2名を置きいずれも運営委員会で選出する。

#### (職務)

第8条 運営委員は、運営委員会を構成し、会務を執行する。

2 会長はこの会を代表し会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

#### (会議)

第9条 協議会の会議は、総会並びに運営委員会とし、いずれも会長が招集する。

2 総会は規約を始め、会長、副会長、事務局長及び監事の承認、協議会の事業報告、事業計画、予算、決算、手当の承認更には必要に応じ運営委員会の報告を受け又は意見を交換する。

3 運営委員会は、事業の計画、予算、立案、推進の決定機関とし、その運営委員は次の

とおり選出し総会の承認を得るものとする。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 会長   | 1名 |
| (2) 副会長  | 2名 |
| (3) 部会長  | 4名 |
| (4) 副部会長 | 8名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
- 4 会長は、前項の委員に加え学識経験者、アドバイザーを運営委員に任命することができる。
- 5 総会並びに運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 総会並びに運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、総会並びに運営委員会の議長となる。
- 8 やむを得ない理由の為、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる、この場合においては出席したものとみなす。

#### (部会)

第 10 条 協議会は、事業を円滑に進めるため部会を設置し部会の自主的な事業運営を行うものとする。

生きがい・ふれあい・助け合いのもと、概ね次の推進活動を行う。

- (1) 「安心・安全・環境部会」  
住民が安全で安心して暮らせる環境づくり。
- (2) 「元気な地域づくり部会」  
教育、文化、健康づくりの向上。
- (3) 「地域産業・振興部会」  
農地、山林の管理とその豊かな資源を活用した地産・地消並びに商品開発。
- (4) 「福祉部会」  
福祉の向上と高齢者の生きがい

#### (検討委員会)

第 11 条 会長が、専門的な事項を調査研究し、又は事業の推進を図るため必要と認めるときは、検討委員会を設け委員を委嘱することができる。

2 前項により設置した検討委員会は、運営委員会又は総会との連携を密にしながら自主的な判断により必要に応じ会長が招集し運営するものとする。

#### (会計)

第 12 条 この協議会の会計は、交付金、助成金、会費及びその他の収入をもって充てる。



(手当)

第 13 条 会長、副会長、監事、部会長、副部会長、学識経験者、アドバイザー、事務局長に手当を支給することができる。

(事務局)

第 14 条 協議会に事務局を置き、会長の命により、庶務、会計、その他必要と思われる事務を処理する。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営にかかる必要な事項は、会長がこれを定め、必要応じ総会の承認を得るものとする。

(附則)

- 1 この規約は、平成 4 年 5 月 30 日から施行する。
- 2 昭和 57 年 6 月 28 日施行の「大山郷づくり総合開発推進協議会規約」は廃止する。

(附則)

- |    |                  |      |
|----|------------------|------|
| 1  | 平成 5 年 6 月 8 日   | 一部改正 |
| 2  | 平成 16 年 6 月 15 日 | 一部改正 |
| 3  | 平成 19 年 6 月 1 日  | 一部改正 |
| 4  | 平成 23 年 5 月 23 日 | 一部改正 |
| 5  | 平成 25 年 5 月 22 日 | 一部改正 |
| 6  | 平成 26 年 5 月 21 日 | 一部改正 |
| 7  | 平成 27 年 5 月 21 日 | 一部改正 |
| 8  | 平成 28 年 5 月 18 日 | 一部改正 |
| 9  | 平成 29 年 5 月 19 日 | 一部改正 |
| 10 | 令和元年 5 月 16 日    | 一部改正 |
| 11 | 令和 4 年 5 月 25 日  | 一部改正 |
| 12 | 令和 5 年 5 月 19 日  | 一部改正 |